

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第16号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～コ 略</p> <p><u>サ</u> 室長（医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、健診室、中央手術室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央滅菌材料室、血液浄化室、<u>画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。</u>）</p> <p><u>シ</u> 副室長（医療安全・感染防止対策室及び女性職員支援室の副室長に限る。）</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～コ 略</p> <p><u>サ</u> 副センター長</p> <p><u>シ</u> 室長（医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、<u>地域医療連携室</u>、健診室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、血液浄化室、<u>がん相談支援室及び画像診断室の室長に限る。</u>）</p> <p><u>ス</u> 副室長（医療安全・感染防止対策室、<u>医療情報管理室、女性職員支援室、地域医療連携室及びがん相談支援室の副室長に限る。</u>）</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。